

聞こえないこと―聴覚障害―聴覚障害者

以前、聴障者の講演会で「聴覚障害をもっていても聴障者にはなるな」という提起があった。その講演会では聴障者自身の体験として、開き直った障害者としての生き方が示され感銘したのだが、その発言には私は何かしらわだかまりをいただいていた。その発言の意味は、聴覚障害を揺るぎない事実としてそれを負の価値としつつも、その障害に負けるな、甘えるなというような論理になっていたからである。要するに「自立」ということの強調である。しかし、「自立」より先に問題にすべき問題があるのではないかと考えていた。

さて、もう一つ私が手話の講習会の初めのころに講師が受講生に質問をしたことがある。「聞こえないことで不便ということはどういうことがあるか?」、その時に私も何か答えず、不便ということはどういうことであろうか? 考えこんでいた。

聞こえる立場から聴障者の立場をどこまで理解できるかここもとない。このことについては聴障者の立場から論及、問題を深めてもらうのがよいが、まとまった文の存在を私は知らない。あえて、憶測に類することとして提起しておきたい。例えば、(1) 電話が使えない、FAXがあるけれど、やりとりに時間がかかる。(2) 中途失聴した先生が詩の朗読をしていて、生徒の反応を表情をみながら読んでいるのだが、その時の生徒のつぶやきが聞こえない。そのつぶやきが聞きたい。(3) ちょっと遠くに離れていてこちらを向いていないときに(「健聴者の場合は大きな声でよんだら」通じることが)呼びかけても通じないということである。そこで呼びかけを必要とする仕事につけない、又、就いたときに危険になる。(4) 赤ん坊を育てる時泣いていても分からない。子供を危険にさらすことがある。(5) 電車の乗り換えの時、アナウンスが聞こえないで乗り換えがうまくいかなかったことがある。(6) 火事の知らせが分からなくて死んだ聴障者がいる。

確かに(1)は、電話の発明が聴障者の不利益をもたらしたということの事実関係としてある。けれどもFAXの発明がそれを解消した。逆に細かい連絡はFAXにするとするという一般的な傾向さえある。逆に視覚障害者にとってそれが不利益になる。これは、機器の発明が障害者にとって利益・不利益をもたらすということがよく指摘されることである。アメリカのリハビリテーション法には、新しい機器の発明の時に障害者に不利益をもたらしてはいけない。それを補う機器の開発を義務づけるという項がある。厳密に言うと新しい機器が発明されたから不利益になるのではなく、機器の発明の際に障害者のことを考慮しないで開発されるから問題になるのである。やりとりに時間がかかる云々については、(3)や筆談の際が面倒だとかいう論理の際にも出てくることであるが、そのような面倒・迷惑ということについては、障害者のある発言がその問題の所在を示している。

「やることがゆっくりだから、昔は、回りの人からもそう言われて、迷惑をかけている、すまないと思っていたけれど、そういう迷惑という人が、本当は迷惑な存在だと思うようになった」

(5)の問題も含めて、障害者が教育課程からも差別され、社会から排除される中で、障害者が、街作りや建築物の設計・施工から排除され、交通機関の開発、機器の開発から

も排除されてきた歴史の中で、障害者のことを考慮していない、排除する中での不便・不幸が生じている問題として押さえる必要があるのではないかな？聞こえないから不幸なのではない。聞こえない人の存在を無視してすべてのことが進められるから、聞こえない事が不幸・不便になるだけである。

「聞こえないことで命をも落とす危険」(4)(6)ということについては、そういう危険がある事自体が問題なのであり、障害者のことも考えて危険を無くすという方向で進めて行くことが、一般的に起こる事故の危険を減らすことになると逆に考えられるのではないかな。これらはいずれも、能率性ー利益を安全性に優先させる、すなわち人よりも利益を優先するということから来る問題として押さえられる。

(2)については、朗読する時に生徒の反応を表情を見ながらつかむ、更に、つぶやきが聞きたいという思いは、どこから起きたのか？聞こえないからこそ、そのような思いがわいてきたということがあるのではないかな？

もう少し詰めて論及しておきたい。(6)の火事云々については、昔、そのようなことが問題になったのであろうかな？長屋や鍵もかけないような信頼関係のあるところ、何かあったら家の中にも入れるような構造の家では問題にならないことである。(4)の子育てにしても、一人で、もしくは聴障者夫婦だけで、聴障者の家族だけで子供を育てる時は、という話である。そして、聴障者の場合自分が聞こえないということでの、子育てにおける緊張がある。子育てにおける事故の危険性は一般に色々きくことである。けれどその危険性については健聴者の親の場合にもかなりあることで、聞こえないから余計に事故が起こり易いということが言い得るだろうか？とくに親の不注意から起こる事故については、私はむしろ聞こえないことでの緊張感から少ないのではないかな、と憶測しているのだが・・・。このような論及はダーウィンの進化論、取り分け、自然淘汰説を援用しつつ、障害者が生き残る可能性が少ないのだ、それが自然の掟だという論理から排除を合理化していく、哀れみの対象としていく、差別の根拠となっている。

これについての要点だけは既に別のところに書いたし、またもう少し詳しい論考をも準備している。指摘だけに留めてコメントしておけば、進化論自体が論争の対象になっていること、そしてそもそも進化論を人間社会の論理に適用することの問題性として提起しえるだろう。

さて、これまで、聴覚障害ということの障害というとらえかたについて問題にしてきたのだが、もう一歩話を進めたい。私はむしろ、逆に「聴覚障害をもっているという」とらえかた自体が問題になるのではないだろうか。障害ということを実体的な自明のこととして、とらえる考え方はあの進んでいるといわれるWHOの障害者規定の 機能障害 能力障害 社会的不利の、 で関係性という問題を押さえながら、なぜ においては関係性の問題を押さえ切れなかったのかという問題にも共通している。そこから問題にしていかなければならないと思う。

障害としてとらえることはさておき、「聞こえないということ」をゆるがせない事実関

係としてとらえるのだが、……。果たして自明のことなのであろうか。聞こえないことが問題にならない、ゲシュタルト心理学にいう図として浮かびあがらない場合をいくつか想定できる。例えばロビンソンクルーソー。また二人とも聴障者の場合。聴障者が二人（多数）で一人（極少数）が健聴者の場合は、異化するのとは逆に健聴者であろう。騒音の中で、コミュニケーションをとろうとする場合。その国の言葉が分からない外国にいった時、日本語の分からない外国の人と会話するとき。水の中での（スキューバーダイビングの中での）コミュニケーションに関しても同じである。この他にも色々な異化しな場面を押さえることができるだろう。

更に、聴覚障害者の第1言語である手話によるコミュニケーションの方法も持ち出せば、いわゆる「反転」する時もある。騒音の中での会話とか、ちょっと離れていて、言葉がとどかない時は逆に話がしやすいということがある。先程のスキューバーダイビングの際のコミュニケーションについても同様である。外国に行った時は、共通の手話を知らなくても、聴障者同士の方が通じるという指摘もある。

ここで私が問題にしているのはどちらが有利かというような話ではない（そのような比較する発想自体が差別を生み出す思想なのである）。「反転」や「異化」の問題を持ち出したのは、必ず「異化」するわけではないということを指摘し、何故異化する時としない時があるのか、「異化」するのはいかなる時か状況か？ということをも指摘するためである。

障害者差別は、突き詰めていけば「～～できない」ということを根拠にしている。では何故「～～できない」ということが問題になるのであろうか？そして、その「～～できない」ということの中身の問題である。前出の例で言えば、ちょっと離れたところにいて、こちらを向いていない時に呼びかけることができない」ということと言えば、そこへ行って肩をたたくなり、回りの人を媒介にして呼びかけることが「できる」。「コミュニケーションを取ることができない（取りにくい）」という指摘には手話を学べば話が「できる」と返すことができる。先程の仕事の危険性や事故に遭う危険性については、なぜ危険性がある事、そのことを前提にして話を進めるのかと反論しうる。聴障者に危険なことは、健聴者にも危険があるということである。何故そのような危険性をそのままにしておくのか？

「聞こえないそのもの」による、要するに自然的（純粋な自然などどこにあるのかと指摘しうるが）な危険ということがもしあるとしたら、つまらない確率論をもちだせば、0.何%の危険増にすぎないだろう。しかも我々は、そのような自然の中には生きていない。

話をこの文のテーマと最初の障害者規定の話に至りつかせよう。

WHOの 機能障害ということの、障害という規定には既に負の価値判断が下されている。それに対して、負の価値判断が下される以前の、「聞こえないことそのもの」という突き出しは、実は論理的抽象である。「聞こえないこと」ということが、図として浮かび上がった時には、すでに価値付帯的である。

その図として浮かび上がる、負の価値性をもったものとして一般的に浮かびあがるのは何故なのか？それは決して「自然(社会の対概念としての)」なこととしてあるのではない。

永遠・不滅の絶対法則なのではない（そもそも法則に絶対なるものはない）。何故、＜聞こえないことそのもの＞は異化するのか、＜障害として異化する以前のことそのもの＞が何故異化し、それが“障害”として負の価値性を持って（スティグマ）として現れるのか？これらのことが、私が自ら長年問いかけ、主題にして論及して来たことである。ここでは、それについて詳しく展開していくことは禁欲する。

冒頭の「聴覚障害をもっても障害者にはなるな」という提起や、「障害を持った者－障害者」という一般的な規定にしても、これまでの論及の内容から、その提起の問題性を示し得る。聴覚障害者というのは、「聞こえないということ」を負として、障害者としてレッテルを貼られた者という意味になる。我々障害者が規定することではなく、社会的な規定なのであって、そのようなレッテル貼りに対して、その障害者観、それを支える世界観自体を問題にしていく必要があるのではないか？

＜聞こえないということそのもの＞と「聴覚障害」ということには飛躍があるのではないか。そこには明らかな負の価値判断があるのではないか。

冒頭の話に更に論及すれば、そのようなところまで問題にした上で、障害者の「自立」という問題が出てくるのではないかと思う。

障害者運動には、反差別（－「平等」）と「自立」ということが自立の概念をあいまいにしたまま常について回る。「自立」ということが社会参加というような意味で使われ、その「自立」ということが、反差別とコインの裏表という場合があるのだけれども、社会参加ということとを、個々の問題としてきりつめていくことにおいて、反差別という意味での社会変革と対立する場合があるように、自立が反差別ということと対立してしまうことがあるような気がする。そのことを見据えつつ、反差別の運動として定立していく必要が今迫られているのではないか？（自立の概念については別に稿を起こしている参照願いたい）

今、人権論の普及や社会参加の一定の前進の中で障害者運動の前進が語られている。しかし、よくとらえかえしていくと、絶対的排除の形態の差別から相対的排除の差別へ変化しただけで、「障害そのもの」は負だけれども人間としては平等と言った論理で、理論的にも障害者が胸をはって生きる理論として定立できていないように思う。もっとラジカル（根源的）にとらえ、「障害」が負とされること自体を関係性の問題としてとらえ、さらに「障害」として異化すること自体を関係性の問題からとらえ返し、その関係性そのものを変えて行く（止揚する）道筋をさぐる必要性を提起して置きたい。

※この『吃屹』の「反差別論序説草稿」の中で、記号を援用しつつ、異化の説明をしているが、その記号＜・「」・“ ”とここでの記号は明確に一致していない。聴覚障害者という概念がひとつ入っていて、聴覚障害を巡る異化ということだけで語れない、この辺はキータームになっていることなので、もう少し、統一したいと考えているが、まとめきれないままの提起として押さえておいて頂きたい。

更に、今聞こえないことそのものという言い方をしたけれども、聞こえないということそのものというのは論理的抽象で、聞こえないということが図として浮かびあがる共同主観性の問題をとらえると、その聞こえないことということ自体に一つの価値判断が下されていることを見てとれる。だからそこから問題にしていき、その価値観の背景自体を押さえる必要があるのではないか。